

トピックス

衣類への含有が規制されている有害物質

身の回りにある日用品のうち、衣類や洗剤などの「家庭用品」には、それらに含まれる化学物質による健康被害を防ぐため、昭和48年に施行された「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下法律と略す）」によって様々な規制がなされています。当所では、県内に流通する家庭用品の安全性を確認するため、種々の製品について試買検査を実施しています。そこで今回は、当所で行っている検査のうち、衣類への含有が法律で規制されている有害物質(表)について紹介します。

■ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒドは、無色で揮発性が高く刺激臭のある気体で水に溶けやすい性質を持っています。シックハウス症候群の主な原因物質の1つとして有名で、空気中に漂うホルムアルデヒドに接触・吸入することで目や喉の痛みなど様々な症状を引き起こします。

ホルムアルデヒドは、衣類の樹脂加工剤（防しわ加工やプリント部分の染料や接着剤）としても使用されることがあり、特に肌の弱い乳幼児などはホルムアルデヒドが含まれる衣類を着用すると、皮膚が

かぶれたり炎症を起こしたりする恐れがあります。そのため、法律で生後24ヶ月以下の乳幼児用製品からは「検出されてはならない」と規制されています。

■ディルドリン

かつてディルドリンは、殺虫・防虫作用があるために農薬として使用されたり、羊毛製品の防虫加工剤として衣類にも使用されていました。しかし、環境中でほとんど分解されず長期間残留し、皮膚から体内に吸収・蓄積され、頭痛やめまい、吐き気などの中枢神経系の障害や肝機能に障害を及ぼす危険性があることなどから約30年前に国内での使用が禁止されています。

当所ではこれら2物質について、乳幼児用製品を中心に年2回（ディルドリンは隔年に1回）検査を実施していますが、最近5年間で検出された事例はありません。しかし全国では、毎年ホルムアルデヒドの基準違反が散見されています（ディルドリンの検出例無し）。健康被害を未然に防ぐため、今後も県内に流通する製品の検査を継続していきます。

（足田晃典 kanken-shokuhin@pref.nagano.lg.jp）

表 当所で行っている衣類の検査項目と基準

有害物質	対象衣類（）: 最近5年間の検査数	用途	毒性	基準
ホルムアルデヒド	生後24ヶ月以下の乳幼児用繊維製品 (110)	樹脂加工剤	粘膜刺激 皮膚アレルギー	不検出
	下着・靴下等の繊維製品 (生後24ヶ月以下を除く) (83)			75ppm以下
ディルドリン	下着・靴下等の繊維製品 (32)	防虫加工剤	中枢神経障害 肝機能障害	30ppm以下